

茨木市研究指定校事業交付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市研究指定校に対し、市が交付金を交付することにより、当面する教育課題に対応するための実践的研究活動を促進し、もって本市学校教育の振興を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2 交付の対象となる団体は、教育委員会の指定を受けた茨木市立小・中学校とする。

(交付金額)

第3 交付金額は、予算の範囲内において、市長が決定する。

(交付申請)

第4 交付金の交付を受けようとするものは、茨木市研究指定校事業交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 研究計画書(様式第2号)

(2) 研究収支予算書(様式第3号)

(交付決定)

第5 市長は、第4の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて交付金を決定し、申請者に対し茨木市研究指定校事業交付金交付通知書(様式第4号)により通知する。

(交付請求)

第6 第5の交付通知書を受けたものは、茨木市研究指定校事業交付金交付請求書(様式第5号)を市長に提出し、交付金の交付を請求しなければならない。

(交付)

第7 市長は、第6の交付金交付請求書を受理し、審査のうえ、適当と認めたときは、当該請求者に交付金を交付する。

(実績報告)

第8 交付金の交付の決定を受けたものは、茨木市研究指定校事業交付金実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 研究実績報告書(様式第7号)

(2) 研究収支決算書(様式第8号)

(交付の取消し等)

第9 市長は交付金の交付を受けるものあるいは受けたものが、次の各号の1に該当するときは、交付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第11 市長は、交付金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。